**平成２３年（フ）第３０８４号**
大阪市淀川区三国本町１丁目14番24―305号
債務者　谷村　匡俊
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３２２７号**
大阪市淀川区加島１丁目２番２―312号
債務者　寺田　政樹
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３２９０号**
大阪市平野区加美南３丁目５番19―907号
債務者　矢田　雄一
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３２５号**
大阪市東成区大今里１丁目15番15号
債務者　渡辺美子こと　渡邉　美子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３２６号**
大阪府枚方市南中振１丁目54番35号
債務者　真戸原節子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３９１号**
大阪市天王寺区玉造元町３番26―403号
債務者　山本　　宗
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３９３号**
大阪市旭区中宮５丁目15番26号　コーポ中宮202
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３９９号**
大阪府八尾市山城町１丁目４番10号
債務者　中尾　知美（旧姓植岡）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５３８号**
川崎市麻生区黒川1342番地２　海道やまびこ館102、前住所川崎市麻生区はるひ野２丁目39番14号
債務者　小山　知之
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１０５７号**
神奈川県茅ヶ崎市松尾９番８号　コーポ青和第３―101号
債務者　永野　雅美（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１０７２号**
横浜市港南区港南台２丁目１番６―1008号
債務者　勝原　瑞子（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１０９２号**
横浜市緑区鴨居１丁目９番16―507号
債務者　山崎　直壽
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１６７号**
横浜市泉区中田西４丁目29番７号
債務者　園田　純子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２４４号**
横浜市旭区西川島町49―７メゾンこがねい103号、住民票上の住所横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区20棟101号
債務者　寄田　正博
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３０４号**
横浜市都筑区佐江戸町233番地　岡本ビル206
債務者　馬渕　育雄
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７５号**
静岡市葵区瀬名３丁目37番23号
債務者　白鳥　幹男
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２８２号**
静岡県焼津市田尻北1619番地の５、旧住所静岡県焼津市越後島495番地の３
債務者　眞島　もも
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部